



国の予算は、どうやって決めるの



各省などが^{みつもりしょ}見積書をつくり、財務省・内閣が^{ないかく けんとう}検討し、^{しゅうぎいん}衆議院・^{さんぎいん}参議院の順の議決で決まるんだよ。

国の予算は、1会計年度（4月1日から^{よくねん}翌年3月31日までの1年間）ごとに、国会で決められています。

各省などの見積書が、財務省原案・政府原案になっていく

まず、国土交通省・経済産業省などの省や、衆議院・参議院・会計検査院など、国のそれぞれの機関が、自分の機関についての、次の会計年度の予算の見積書（^{がいさんようきゅう}概算要求）をつくり、その機関の責任者（大臣・長官・議長など）の名前で、財務省に提出します。財務省では、その年度の予算について決めた方針（^{ほうしん}予算編成方針）にもとづいて、見積書を検討し、「財務省原案」としてまとめて、内閣に提出します。内閣の会議（^{かくぎ}閣議）で決まったものは、「政府原案」とよばれる予算案になり、衆議院に提出されます。

予算委員会と本会議で、^{しんぎ}予算案を審議する

衆議院の議長は、予算案を予算委員会にわたして、審議させます。予算委員会が審議をするときは、必ず「^{こうちょうかい}公聴会」を開いて、広く国民の意見を聞くことになっています。予算委員会の審議が終わると、次に衆議院の本会議で審議します。予算案が衆議院で可決されると、参議院に送られて、同じやり方が行われます。参議院でも可決されると、次の会計年度の予算が成立したことになります。

衆議院の^{ゆうえつ}優越による予算の成立

参議院が衆議院とちがう議決をし、両院協議会を開いても意見が^{いっち}一致しなかった場合や、参議院が、衆議院が議決した予算案を受け取ってから、30日以内に議決をしなかった場合は、衆議院の議決だけで予算が成立します。